

(仮称) 新居浜市西部学校給食センター
整備事業

募集要項

令和3年4月6日

新居浜市

新居浜市教育委員会

目次

第1	募集要項の定義	1
第2	対象事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業場所	2
3	事業の目的	2
4	事業の概要	3
5	事業スキーム	4
6	事業担当課	4
第3	事業者の選定に関する事項	5
1	事業者の募集及び選定方法	5
2	事業者の募集及び選定スケジュール	5
3	プロポーザル参加者の資格要件	5
4	プロポーザル参加手続等	9
5	優先交渉権者の特定等	13
第4	契約及び支払に関する事項	15
1	契約に関する基本的な考え方	15
2	事業費の支払方法	15
3	市と事業者の責任分担	15
4	契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	16
第5	その他	17
1	議会の議決	17
2	情報提供	17
3	募集要項等に関する問合せ先	17
別紙1	事業スキーム（イメージ図）	18

第1 募集要項の定義

(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業募集要項(以下「募集要項」という。)は、新居浜市(以下「市」という。)が設計・施工一括方式で発注する「(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業」(以下「本事業」という。)に係る、公募型プロポーザル方式について規定したものである。

また、募集要項と併せて公表する次に掲げる資料については、本募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」として定義する。

- 1 (仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)市が事業者に要求する具体的な性能水準を示すもの
- 2 (仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業審査基準(以下「審査基準」という。)事業者から提出された参加資格確認書・提案書類等を審査する方法及び基準を示すもの
- 3 (仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業様式集(以下「様式集」という。)事業の参加に際して使用する様式を示すもの
- 4 (仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業契約書(案)(以下「契約書(案)」という。)市と受託候補者が締結する仮契約書の案を示すもの

第2 対象事業の概要

1 事業名称

(仮称) 新居浜市西部学校給食センター整備事業

2 事業場所

新居浜市王子町4番

※要求水準書「第1項3(5)敷地概要」に示すとおり

3 事業の目的

市の学校給食は、「安全・安心な給食」を目標に、現在13か所の小学校単独調理場(新居浜小・宮西小・金子小・金栄小・垣生小・浮島小・惣開小・多喜浜小・神郷小・泉川小・船木小・角野小・中萩小)、高津共同調理場(高津小・東中)、大生院小学校調理場(親子方式調理場として大生院小・大生院中)、新居浜市学校給食センター(東・大生院・別子中学校を除く8中学校)によって営まれている。そのうち新居浜市学校給食センターを除けば、昭和52年から昭和61年にかけての改築から35~44年経過しており、施設自体の老朽化も進んでいる。

その間に「食」に関する環境、人々の考え方も大きく変化し、「食」そのものの重要性への関心も高まっており、その結果、学校給食を取り巻く環境も大きく変化し、平成17年の「食育基本法」の制定、それをうけての「食育推進基本計画」の策定、また平成20年の「学校給食法」の改正により、学校給食における「食育」の重要性がクローズアップされるようになった。

また衛生面においても、平成21年に新たな「学校給食衛生管理基準」が施行され、それまでより厳しい衛生管理が求められるようになり、老朽化した現在の調理場では、調理関係者の不断の工夫により、衛生管理には万全を期しているが、施設の構造上、衛生管理基準の遵守が困難になっている。そのため、新居浜市学校給食センターを除く調理場の建替えが、急務の課題となっている。

そこで、市では平成30年3月に「新居浜市学校給食施設整備基本計画」を策定し、その後、令和2年8月に計画の見直しを行い、新たに川西地区にセンター方式による施設(以下「本施設」という。)を整備することとなった。

本事業は、「学校給食衛生管理基準」に適合した施設を整備するとともに、食育や地産地消の推進など、特色ある機能を持った給食施設の整備を目指すものである。

なお、本事業を実施するに当たっては、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標のうち「飢餓」、「健康」、「教育」、「エネルギー」、「生産・消費」、「環境」といった学校給食と密接な関係にある分野の視点が必要であることから、プロポーザルに参加する民間事業者(以下「事業者」という。)のこれまで培ったノウハウやアイデアの提供を期待する。



4 事業の概要

(1) 事業方式等

本事業は、事業の効率性やコスト削減、設計・施工期間の短縮ができるなどの理由により、本施設の設計、工事監理、建設、調理機器調達等及び開業支援に係る業務を、履行期間を通して一括して民間事業者が発注する設計・施工一括方式とする。

(2) 事業スケジュール

事業スケジュールは、おおむね以下のとおりである。

日程	内容
令和3年8月	仮契約の締結
令和3年9月	契約の締結（市議会の議決）
契約締結日 ～ 令和5年6月	施設整備期間
令和5年7月～8月	開業支援期間
令和5年8月末	契約期間の終了
令和5年9月	施設供用開始

(3) 事業範囲

ア 施設整備業務

事業者は、次に掲げる設計、建設及びこれらに付随する業務を行う。

- (ア) 測量等事前調査業務
- (イ) 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む。）
- (ウ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 建設工事（基礎工事、外構整備、排水処理施設（除害施設）整備を含む。）
- (カ) 盛土・造成工事（土留めを含む。）
- (キ) 調理設備調達・搬入設置業務
- (ク) 食器・食缶等調達業務
- (ケ) 事務備品調達業務
- (コ) 近隣対応・周辺対策業務
- (サ) 完成検査及び引渡し業務
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業支援業務

事業者は、施設整備後、次に掲げる市が本施設を供用するための準備の支援及びこれらに付随する業務を行う。

- (ア) 本施設、各種設備・備品等の取扱いに関するマニュアルの作成
- (イ) 各種設備・備品等の試運転
- (ウ) 調理機器台帳・什器備品台帳の作成
- (エ) 調理員の研修
- (オ) 調理リハーサル支援
- (カ) 竣工式・試食会等の開催支援

(キ) パンフレットの作成

(ク) 見学者用施設案内DVDの作成

5 事業スキーム

事業スキームについては、別紙1を参照すること。

6 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局学校教育課

電話 0897-65-1301 (直通)

FAX 0897-65-1306

電子メール gakkou@city.niihama.lg.jp

第3 事業者の選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定に当たっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、設計、施工及びその他関連する業務において、高い技術と豊富な経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することとする。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおり。

日程	内容
令和3年4月6日(火)	募集要項等の公表
令和3年4月16日(金)	募集要項等に関する質問等の受付締切(第1回)
令和3年4月28日(水)	募集要項等に関する質問(第1回)に対する回答の公表
令和3年5月12日(水)～ 同月19日(水)	参加表明書及び参加資格審査申請書等の受付期間
令和3年5月28日(金)	参加資格審査結果の通知
令和3年6月4日(金)	募集要項等に関する質問等の受付締切(第2回)
令和3年6月16日(水)	募集要項等に関する質問(第2回)に対する回答の公表
令和3年6月23日(水)～ 同年7月9日(金)	提案書の受付期間
令和3年7月下旬	提案に関するプレゼンテーションの実施
令和3年7月下旬	優先交渉権者の選定及び公表
令和3年8月上旬	仮契約の締結
令和3年9月	市議会定例会に事業契約の議案提出、議決後契約締結

※上記日程において土・日・祝日等閉庁日があるときは、これらを除く。

3 プロポーザル参加者の資格要件

(1) プロポーザル参加者の構成等

ア プロポーザル参加者の構成等

(ア) プロポーザル参加者は、市の求める性能を備えた本施設を設計、施工することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業(以下「構成企業」という。)により構成されるグループ(以下「参加グループ」という。)とする。

(イ) 参加グループは、本施設の設計業務を担当する企業(以下「設計企業」という。)、本施設の工事監理業務を担当する企業(以下「工事監理企業」という。))及び本施設の建設工事を担当する企業(以下「建設企業」という。)により構成するものとする。なお、建設企業は、複数の企業で構成する特定建設工事共同企業体(以下「建設JV」という。)とする。また、調理設備、食器・食缶等の調達等に係る業務を担当する企業(以下「調理設備企業」という。)については、参加グループとは別に建設企業と協力関係にある者とする。

(ウ) 構成企業は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。ただし、

調理設備企業は、複数の参加グループと協力関係を結ぶことはできるが、1参加グループに対し1者とする。

イ 代表企業の選定

(ア) プロポーザル参加者は、構成企業のうち、建設JVへの出資比率が最大の建設企業を代表企業として定め、参加表明書及び参加資格審査申請書類（以下「申請書類等」という。）にて明らかにすることとする。

(イ) 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続、優先交渉権者となった場合の契約締結に係る事務など、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内の全ての企業の調整等の責任を負うものとし、市への申請書類等の提出及び市からの通知等については、原則として代表企業を通じて行われるものとする。

ウ 構成企業の制限

構成企業は、同一の企業が複数の業務を実施することができるが、設計企業又は工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

※ 「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

エ 複数応募の禁止

構成企業及び構成企業と資本面又は人事面で関係のある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。ただし、市が各構成企業と契約を締結した後、選定されなかった参加グループの構成企業が、契約した構成企業の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(2) 参加グループの資格要件

ア 構成企業の共通資格要件

参加グループの構成企業は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

(ア) 基本資格要件

令和3・4年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）

(イ) 参加者の制限

次の要件に該当する者は、参加グループの構成企業となることはできない。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- b 公告日から契約締結日までの間において、市が定める要綱による指名停止措置を受けている者
- c 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続の開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者（ただし、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。）

- d 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをしている者
- e 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書受付日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りしている者
- f 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時業務・建設工事に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であると認められる者
- g 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において関係がある者

※ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長 大：東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4
- ・内藤滋法律事務所：東京都中央区築地2-3-4

イ 構成企業の個別資格要件

参加グループの各構成企業は、申請書類等の提出期限の日において、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(ア) 設計企業の個別資格要件

設計企業は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 平成24年4月以降に、類似の公共建築物（建築一式工事で主たる構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積2,000㎡以上のもの）の新築工事の実施設計の実績を有すること。
- c HACCP対応施設に対する相当の実績を有すること。
 - ※ HACCP対応施設に対する相当の実績とは、HACCP認証取得施設（ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると思われる施設等）の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、又はHACCPに関する審査員等の資格を有する者を雇用していること。以下同じ。
- d 平成24年4月以降に、1日の調理能力が4,000食以上の学校給食センター又は大量調理施設の新築工事の実施設計の実績を有すること。
 - ※ 学校給食センターとは、学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。
 - ※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアルが適用される、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。以下同じ
- e 本設計業務に従事する責任者として、次の要件を全て満たす管理技術者及び照査技術

者を配置できること。

- (a) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者
- (b) 申請書類等の提出期限の日において自社と直接的雇用関係にある者
- (c) 本事業における工事監理業務及び建設工事に従事しない者
- (d) 前記bの実績と同等以上の設計業務に従事した経験を有する者

(イ) 工事監理企業の個別資格要件

工事監理企業は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。工事監理企業は、設計企業と同一でも構わないが、その場合は設計業務に関わった者とは別の者を配置すること。

- a 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 平成24年4月以降に、類似の公共建築物（建築一式工事で主たる構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積2,000㎡以上のもの）の新築工事に係る工事監理業務の実績を有すること。
- c HACCP対応施設に対する相当の実績を有すること。
- d 平成24年4月以降に、1日の調理能力が4,000食以上の学校給食センター又は大量調理施設の新築工事に係る工事監理業務の実績を有すること。
- e 本工事監理業務に従事する責任者として、次の要件を全て満たす管理技術者を配置できること。

- (a) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者
- (b) 申請書類等の提出期限の日において自社と直接的雇用関係にある者
- (c) 本業務における設計業務及び建設工事に従事しない者
- (d) 前記bの実績と同等以上の工事監理業務に従事した経験を有する者

(ウ) 建設企業の個別資格要件

a 建設企業の参加形態

建設企業は、建設JVによる共同施工方式とし、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(a) 構成員数

2者又は3者とする。

(b) 出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、50%を超えるものとし、他の構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。

b 建設JVの代表者に関する要件

- (a) 四国内に本店、支店又は営業所等を有する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項別表第1に規定する「建築工事業」において、同条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建設業法第27条の23に定める経営事項審査（建築一式）を受けており、総合評定値が1,500点以上であること（有効期間内のものに限る。）。
- (c) 平成24年4月以降に元請として公共建築物（建築一式工事で主たる構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積2,000㎡以上のもの）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

(d) 配置予定技術者として、営業所専任技術者以外に建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼付されている者は不要）を有する監理技術者を専任（工事現場に常駐して専らその職務に従事する。）で配置できること。なお本建設企業の監理技術者は、各構成企業の配置技術者を統括する監理技術者として、原則として本工事開始日から完成検査終了日まで変更は認めないものとする。

c 建設JVの代表者以外の構成員に関する要件

(a) 建設業法第27条の23に定める経営事項審査（建築一式）を受けていること（有効期間内のものに限る。）。

(b) 新居浜市建設業者格付事務取扱要項第3条第1項に基づく「建築工事」の等級（令和元・2年度）が「A」で、建設業法第3条第2項別表第1に規定する「建築工事業」において、同条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(c) 平成24年4月以降に元請として公共建築物（建築一式工事で主たる構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積1,000㎡以上のもの）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

(d) 配置予定技術者として、営業所専任技術者以外に一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する主任技術者を専任（工事現場に常駐して専らその職務に従事する。）で配置できること。

(3) 調理設備企業の個別資格要件

ア 平成24年4月以降に、1日当たりの調理能力が、4,000食以上の学校給食センター又は大量調理施設の厨房機器の納入実績を有すること。

イ HACCP対応施設に対する相当の実績を有すること。

ウ その他要件は上記(2)参加グループの資格要件アと同じとする。

4 プロポーザル参加手続等

(1) 募集要項等に関する事項

ア 募集要項等に関する質問及び回答・公表

募集要項等に記載の内容に関する質問の提出及び回答・公表は以下のとおりとする。

また、提出された質問について必要な場合は、ヒアリングを行うこともある。

(ア) 提出期間

第1回 令和3年4月7日（水）から同月16日（金）まで

第2回 令和3年5月28日（金）から同年6月4日（金）まで

※ 土・日・祝日等閉庁日を除く、8時30分から17時15分までの執務時間中（以下同じ。）

(イ) 提出先

第2-6の事業担当課

(ウ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式1）に記入の上、E-mailにファイル（Microsoft Word形式）を添付して提出すること。なお、提出後は、すぐに電話連絡し、送信したメー

ルの受信を確認すること。

(エ) 回答・公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、次の期日までに市のホームページ (<https://www.city.niihama.lg.jp/>) で公表する。

第1回 令和3年4月28日(水)まで

第2回 令和3年6月16日(水)まで

(2) 参加資格の確認

本プロポーザルに参加を希望する参加グループ(以下「参加希望者」という。)は、以下のとおり申請書類等を提出し、参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに申請書類等を提出しない参加希望者及び参加資格がないとされた参加希望者は、本プロポーザルに参加することができない。また、申請書類等の提出は、参加希望者の代表企業が行うこと。

ア 申請書類等の提出期間、提出先、提出方法及び提出書類等

(ア) 提出期間

令和3年5月12日(水)から同月19日(水)まで

(イ) 提出先

第2-6の事業担当課

(ウ) 提出方法

執務時間中に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(エ) 提出書類

様式集「2 参加表明書及び参加資格審査申請書類に関する提出書類(様式2-1～様式2-17)」に示す書類の必要な書類を提出すること。

(オ) 作成方法

様式集に定めるところに従い作成すること。

イ 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、申請書類等の提出期限の日とする。

ウ 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果は、申請書類等を提出した者に対して書面により令和3年5月28日(金)までに通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格の審査により、参加資格がないとされた参加希望者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により以下のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

審査結果通知日から起算して7日以内

(イ) 提出先

第2-6の事業担当課

(ウ) 提出方法

代表企業が、説明を求める旨を記載した書面（書式は自由）を執務時間中に提出先に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(エ) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日以内に書面により行う。

オ 参加希望者の構成企業の変更

参加資格確認基準日の後、参加希望者の構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。

カ 参加資格の確認基準日以降の取扱い

(ア) 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加希望者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として当該参加希望者は失格とし、審査対象から除外する。

(イ) 優先交渉権者決定から本契約締結までの間に、優先交渉権者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として優先交渉権者決定を取り消すとともに、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。

キ その他

(ア) 申請書類等の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(イ) 市は、提出された申請書類等を参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しないこととする。

(3) 提案書類に関する事項

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた参加希望者（以下、「参加者」という。）は、提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類等」という。）及び提案価格を次により提出すること。

ア 提出期間、提出先、提出方法及び提出書類等

(ア) 提出期間

令和3年6月23日（水）から同年7月9日（金）まで

(イ) 提出先

第2-6の事業担当課

(ウ) 提出方法

提案書類等は、様式集に定める部数を参加者の代表企業が、執務時間中に提出先に持参すること。なお、入札参加資格審査結果通知の写しを併せて提出すること。

(エ) 提出書類

様式集「4 事業実施の提案書類に関する提出書類（様式4-1～様式4-4）」、「5 提案価格に関する提出書類（様式5-1～様式5-4）」、「6 事業提案書（様式6-1～様式6-1-1）」、「7 図面集」の書類の必要な書類を提出すること。

なお、提出書類のうち「5 提案価格に関する提出書類」については、様式5-2、様式5-3、様式5-4と一緒に封入し提出すること。

(オ) 作成方法

様式集に定めるところに従い作成すること。

イ 提案の上限価格

(ア) 上限価格

金2,895,750,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意し、提案金額は上限価格を超えてはならない。

また、この契約は継続費に係る契約であり、各会計年度における限度額は次のとおりとする。

令和3年度 50,490,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和4年度 1,458,160,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和5年度 1,387,100,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(イ) 提案価格の記載

提案価格は、様式集(5-2)の「提案価格書」に記載すること。

ウ その他

(ア) 募集要項等の確認

プロポーザル参加者は、募集要項等を熟読し、その記載内容を十分確認した上で提案書類等を提出すること。

(イ) 費用負担等

提案書類等の作成及び提出等に関し必要な費用は、全て参加者の負担とする。

(ウ) プロポーザル参加の辞退

提案書類等の提出以後、参加者が参加を辞退する場合は、代表企業が様式集「3 辞退に関する提出書類(様式3)」を提案書類等の提出期限までに第2-6の事業担当課に持参し提出すること。

(エ) 公正なプロポーザルの確保

参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルを実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該参加者を参加させず又は、プロポーザルの実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

(オ) 提案書類等の取扱い

a 著作権

本事業に関する提案書類等の著作権は参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、市が特に必要と認める場合は、提案書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、参加者からの提出書類は返却しない。

b 第三者への開示

市は参加者から提出された提案書類等について、新居浜市情報公開条例(平成19年9月28日条例第23号)の規定に基づく請求があったときは、当該提案書類等を作成した者から了承を得た場合に限り、第三者に開示することができるものとする。

c 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

d 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。

e 複数提案の禁止

参加者は、一つの提案しか行うことができない。

(カ) 提案書類等の変更の禁止

一度提出された提案書類等については、原則としてその後の変更を認めない。ただし、書類の誤字の修正等、市が認めた場合はこの限りではない。

(キ) 使用言語、単位及び時刻

提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 優先交渉権者の特定等

優先交渉権者の特定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、審査は、「資格審査」、「提案審査」の2段階に分けて実施する。なお、詳細は審査基準を参照のこと。

(1) 選定委員会

提案書類等の審査は、事業者選定を公平かつ適正に実施するために、学識者及び市の職員で構成する（仮称）新居浜市西部学校給食センター整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会は、参加者に対し必要に応じて提案内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施時期は、令和3年7月下旬を予定しているが、日時等詳細は、別途、参加者に通知する。

(3) 優先交渉権者の特定及び公表

ア 優先交渉権者の特定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を特定する。

イ 結果の通知及び公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各参加者の代表企業に書面にて通知するとともに、市のホームページで公表する。

ウ 優先交渉権者と特定されなかった場合の取扱い

優先交渉権者として特定されなかった参加者は、その理由について以下のとおり説明を求められることができる。

(ア) 提出期間

結果通知日から起算して7日以内

(イ) 提出先

第2 6の事業担当課

(ウ) 提出方法

代表企業が、説明を求める旨を記載した書面（書式は自由）を執務時間中に提出先に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(エ) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日以内に書面により行う。

第4 契約及び支払に関する事項

1 契約に関する基本的な考え方

(1) 仮契約の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者として特定後、市との協議を経て仮契約締結を行う。契約内容は、契約約款（案）及び提案書類等による。

(2) 契約の締結

仮契約は、市議会の議決をもって本契約とする。

(3) 仕様書等の確定

市は、契約締結に向けて、優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の特定をもって優先交渉権者の提案書類等に記載された全内容を承認するものではなく、協議において、必要な範囲において提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で契約の仕様に反映することができる。

(4) 契約金額

上記（3）の協議結果を踏まえた上で見積書を徴取し、契約締結交渉を行う。ただし、契約金額は原則として、提案価格を超えないこととする。

(5) 契約に係る契約書作成費用

契約書の内容検討に係る事業者側の弁護士費用や印紙代など、契約書の作成に要する費用は事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

契約締結時に必要となる契約保証金については、仮契約書（案）に示す。

(7) 優先交渉権者と本契約を締結できなかった場合の措置

優先交渉権者が本契約締結までに資格要件を欠く事態が生じた場合及びその他の理由において優先交渉権者と本契約が締結できない事態となった場合には、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点の者を優先交渉権者とする。

2 事業費の支払方法

市は、契約金について令和3～5年度の3か年にかけて継続費を設定し、支払うものとする。ただし、市があらかじめ設定した支払限度額を超えた場合は、支払限度額を支払うものとする。

なお、各年度における支払限度額は、市の予定価格に基づき算出した額であるため、提案価格に応じて見直しを行い、契約時に新たに設定するものとする。

3 市と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、

より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務等については、原則として事業者が責任を負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるときは、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の基本的なリスク分担は、契約書によるものとし、参加者は負担するリスクを想定した上で提案を行うものとする。

なお、契約書に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

4 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

契約書の内容及び解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

また、本事業に関する紛争については、市の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5 その他

1 議会の議決

市は、本事業の契約に関する議案を、令和3年新居浜市議会9月定例会に提出する予定である。

2 情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページを通じて適宜行う。

3 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・担当部署 新居浜市教育委員会事務局 学校教育課・所在地 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号・電話 0897-65-1301 (直通)・FAX 0897-65-1306・電子メール gakkou@city.niihama.lg.jp |
|---|

別紙1：事業スキーム（イメージ図）

